

はじめに



県では、障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実、収入の向上、就職支援の充実、虐待防止や障がいを理由とする差別の解消の推進などに取り組むとともに、市町村、障がい者団体、企業、事業所、NPOなど関係機関・団体と連携を図り、寄り添い、向き合う、温かみのある障がい福祉施策を進めています。

今回、県内の障がい者および障がい児の福祉サービスの提供体制の構築や、各市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の目標達成に資するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和6年度から令和8年度までの「福岡県障がい者福祉計画（第6期）・福岡県障がい児福祉計画（第3期）」を策定しました。

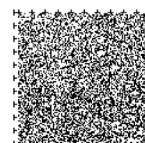
県では、これらの計画に基づき、障がいのある人が自ら希望する生活を実現できるように、地域生活の支援体制の充実や就労支援の向上のほか、発達障がいのある人やその家族への支援、重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の充実などに取り組んでまいります。また、聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援が受けられるよう、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進してまいります。

今後とも、障がいのある人の自立と社会参加を一層進めることができるよう、計画の推進に積極的に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定に当たり、専門的な立場から熱心にご議論いただきました福岡県障がい者施策審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

福岡県障がい者施策推進本部長
福岡県知事 服部 誠太郎



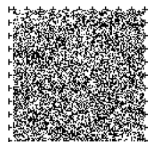
目次

第1章 総論

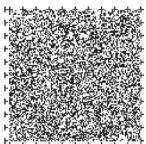
第1節	計画の概要	1
1	計画の位置付け	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象者	1
4	計画の基本的な考え方	2
5	障がい保健福祉圏域	9
6	区域の設定	11
第2節	障がいのある人の状況	13
1	障がいのある人の数の推移	13
2	身体障がいのある人の状況	14
3	知的障がいのある人の状況	16
4	精神障がいのある人の状況	18
第3節	障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況	20
1	障がいのある人の雇用状況	20
2	特別支援学校卒業者の進路状況	21
第4節	福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)の進捗状況	22
1	障がい福祉サービス等の利用状況及び障がい児通所支援等の利用状況	22
2	数値目標の進捗状況	24
3	障がい福祉サービス事業所等の指定状況	26

第2章 各論

第1節	地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策	28
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
2	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数	31
3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
4	福祉施設から一般就労への移行等	36



第2節	障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策	43
第3節	地域生活支援の充実	51
第4節	障がい福祉サービス等の見込量と確保策	53
1	訪問系サービス	55
2	日中活動系サービス	62
3	居住系サービス	72
4	相談支援	76
5	障がい児通所支援	81
6	障がい児入所支援	87
7	障がい児相談支援	89
第5節	発達障がいのある人等に対する支援	91
第6節	指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上	94
1	サービスの提供に係る人材の研修	94
2	指定障がい福祉サービス等支援の質の確保・向上	97
3	指導監査結果の関係市町村との共有	98
第7節	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	99
1	障がいのある人等に対する虐待の防止	99
2	意思決定支援の推進	100
3	障がいのある人の文化芸術活動の推進	101
4	障がいを理由とする差別の解消の推進	101
5	事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	101
第8節	県の実施する地域生活支援事業	103
1	専門性の高い相談支援事業	103
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	105
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	105
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	106
5	広域的な支援事業	106
6	福祉サービス従事者、指導者等育成事業	108
7	その他の事業	108



第9節 収入水準向上のための計画	110
第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画	112
第11節 手話言語条例推進のための取組	117

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保	120
第2節 進捗状況の管理及び評価	120

資料

資料1 障害者基本法（抄）	123
資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	125
資料3 児童福祉法	127
資料4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	129
資料5 福岡県障がい者施策審議会条例	173
資料6 福岡県障がい者施策審議会委員名簿	175
資料7 福岡県障がい者施策推進本部設置要綱	177
資料8 福岡県障がい者施策推進体制組織図	179
資料9 障害者総合支援法の対象疾病一覧	181
資料10 市町村虐待防止センター連絡先一覧	183
資料11 用語解説	185

県では、持続可能な社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているとところです。本計画に基づく取組は、SDGsの目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」の実現に資するものです。

